博士研究員「研究成果概要」様式

氏名 村山 綾

所属
文学研究科
応用心理科学研究センター(三浦研究室)

研究課題 心理科学を基盤とするインタラクション評価システムの開発と応用

研究成果概要

本プロジェクトの目的は、複数人の相互作用事態で得られる生理反応や言語・非言語データを同期的に測定し、意識的なコントロールが及ばない心的過程を含めた多面的なインタラクション評価システムを構築することである。近年、企業や臨床場面では、質問紙調査などの言語報告からでは得られない、潜在的な心的活動を含めたインタラクション評価を行う新たな技術の開発が望まれている。このような技術の開発は、正確な情報伝達や良好な人間関係の構築といった円滑なコミュニケーションを手助けする重要な足がかりとなる。また、複雑化する人とモノ、人とコト、人と人、人と社会のやりとりを、より連続的に理解するという点でも広く社会に還元できうるものである。

2014年度は、裁判員制度施行後に行われるようになった専門家-非専門家の評議過程における専門家の影響を再確認する評議実験に加え、2013年度から継続している、一般市民の法的判断に関わるの個人差に注目し研究を進めた。具体的には(1)評議における専門家の意見表明のタイミングとその影響過程、(2)非専門家の法的判断に影響を及ぼす要因について道徳基盤・嫌悪感情・エラー管理に基づく検討を行った。以下より詳細を記述する。

(1) 評議における専門家の意見表明のタイミングとその影響過程

大学生31名(男性16名、女性15名;平均年齢:20.37(SD = 1.00)歳)が参加した。 実験デザインは2(評議手法:適用あり・なし)×2(専門家の意見:殺人罪・傷害致死罪)の被験者間要因とした。評議手法は、適用あり条件では評議前に個別の情報整理の時間を設け、時系列に並んだ争点整理表に基づいて専門家が評議を進めた。適用なし条件では個別の情報整理の時間は設けず、評議は殺意

の認定に関する5つの要素についてそれぞれ話し合うこととした。公判シナリオ殺人罪か傷害致死罪かを争うもので、裁判官や被告人といった登場人物の発言から構成されていた。与えられた情報からは傷害致死罪の適用が妥当であるが、殺人罪が認められる可能性もあり得るような内容であった。

4時点で測定した実験参加者の判断について、各評議体における殺人罪判断率を算出し、専門家の意見条件ごとに平均値を算出したところ、専門家が意見を表明した直後から専門家に同調していく傾向がみられた。

(2) 非専門家の法的判断に影響を及ぼす要因

オンラインリサーチ会社の登録モニタの20歳以上の男性180名、女性180名計360名(平均年齢44.5(SD = 13.9)歳)が回答した。裁判員候補となる20歳以上の登録者を調査対象とした。対象者の職業は、公務員(13名)、会社員(135名)、会社役員(7名)、自営業(28名)、自由業(9名)、専業主婦/主夫(71名)、パート・アルバイト(46名)、学生(13名)、その他(10名)、無職(28名)、とさまざまで特に偏りはなかったが、人数の内訳は、会社員と専業主婦/主夫が多かった。職業や学歴、法律の専門知識に関して特に制限や範囲を設けなかった。回答に際しては、新聞記事等で目にするような刑事事件の内容について回答を求めること、写真等は一切出てこないことを事前に伝え回答に同意したモニタのみを対象とした。

ある殺人未遂事件に関するシナリオを作成し、刺激として用いた。まず、事件は参加者の居住地域で発生したものであると想定させた。被害者Aが、早朝散歩中に背後から猟銃で撃たれた事件を設定し、以前からAと土地の境界線を巡って言い争いをしていたBが被疑者として殺人未遂罪で逮捕、起訴されたとした。事件に使用された猟銃はBの所有物であるが、Bは事件の1週間前に盗難にあったと主張しており、事件への関与を否認している。また目撃者は存在しない。この事件で被害者Aが受けた傷の程度を実験条件として操作した。参加者は、被害者Aが(1)流れ弾に当たってかすり傷を負った、(2)左わき腹に銃弾を受け、全治3か月の重傷を負った、(3)背中に銃弾が直撃し、半身不随の重度の後遺症を負った、のいずれかのシナリオを呈示された。傷の程度に関する記述以外(事件の経緯、登場人物の人間関係)は、各条件で同一とした。

他の測定変数との関連を検討した結果、人を傷つけることに対して敏感な個人ほど、罪責認定を行いやすいこと、またこの関係性を事件に対する嫌悪感情が媒介することが示された。また、被害者の受けた傷の程度が大きいほど、罪責認定をしやすくなることも明らかになった。さらに、本当は有罪だった時に予期される自分の判断に対する後悔の程度は、被害者の受けたダメージの程度によって差はないが、本当は無罪だった時に予期される後悔の程度は、被害者が後遺症を負っている方がかすり傷を負っている時よりも有意に低かった。

まとめ

まとめると、一般市民は評議において専門家の意見に非常に強く影響されること、また、裁判員裁判が対象とするような重大な刑事事件に対する一般市民の法的判断の特徴として、道徳基盤の個人差や、事件の概要を知ることで誘発される嫌悪感情が認められることを示した。被害者の受けた傷の程度が重いほど加害者とされる人物の罪責認定をしやすくなることが示され、その背景には、冤罪につながる判断をすることに対する後悔の程度の低下があることが示唆される。今後は実験室実験等も設定し、この傾向の頑健性を検証する必要があるだろう。

▼2014年度研究業績等

【学会発表】

- 1. 村山綾・三浦麻子 (2014). 円滑な情報共有を促進する専門家 非専門家による評議手 法の検討. 法と心理学会第15回大会.
- 2. 村山綾・三浦麻子(2014). 幸運を得た人の道徳的価値と内在的公正推論. 日本社会心理学会第55回大会.

【査読あり学術論文】

- 1. 村山綾・三浦麻子(2015). 被害者非難と加害者の非人間化 2種類の公正世界信念との 関連 - . 心理学研究,86(1),1-9.
- Murayama, A., Ryan, C. S., Shimizu, H., Kurebayashi, K., & Miura, A. (2015). Cultural Differences in Perceptions of Intragroup Conflict and Preferred Conflict-Management Behavior: A Scenario Experiment. Journal of Cross-Cultural Psychology, 46, 88-100.

【継続中の競争的研究資金】

- 1. 日本学術振興会科学研究費補助金 (若手研究(B)) 「実験社会心理学的アプローチを用いた専門家一非専門家による評議デザインの設計」 研究代表者・村山綾
- ※ 字数:30009字程度 (英語の場合:30行×2枚 (A4)程度)